

また、DDRJは業界で利用されている金融取引の特定や取引相手方の特定のために利用されている識別番号制度の利用に向けて全面的に支援しています。DDRJは、そうした識別番号制度の普及に向けて、引き続き業界関係者と協働してまいります。

原則 2 3 規則・主要手続・市場データの開示

FMI は、参加者が FMI への参加に伴うリスクと料金などの重要なコストを正確に理解できるよう、明確かつ包括的な規則と手続を設けるとともに、十分な情報を提供すべきである。FMI の関係するすべての規則と主要な手続は、公表されるべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、明確かつ包括的な規則・手続を採用し、参加者に十分に開示すべきである。関係する規則と主要な手続も公表すべきである。

DDRJ の顧客契約書とそこで参照され準拠することが明記されている DDRJ の業務手順書、さらには、DDRJ の業務規程が、ユーザーを含めた関係者に適用される契約関係並びに業務の手続を構成しています。

顧客契約書や業務手順書は全てのユーザーに手交されるとともに、要請があった場合には、利用を検討されているユーザー候補の会社にも提供しています。

また、業務規程、顧客契約書並びに業務手順書は、DTCC グループのウェブサイトにも掲示するとともに、それらを変更する場合には、全ての顧客に対する通知に加えて、重要告知事項とされている内容については、DTCC グループのウェブサイトでも公表しております。

重要な考慮事項 2 :

FMI は、そのシステムの設計と運営のほか、参加者が FMI への参加に伴って生じるリスクを評価できるよう、FMI と参加者の権利・義務についても明瞭な記述を用いて開示すべきである。

DDRJ の業務手順書には、ユーザーと DDRJ のお互いの権利・義務関係を規定しており、また、ユーザーは、最終的には自らの責任で DDRJ のサービスとシステムを利用することになっています。

DDRJ の業務手順書は、全てのユーザーに対して平等に適用されますので、その適用において、あるリスクに関して、特定のユーザーが他のユーザーに比べて、より保護されたり保護を受けないといったことはありません。

また、以下の文書がシステムの仕様や処理方法に関する情報を記載したものです。

- ・ 技術要件書
- ・ 業務要件書（本文書は一義的には内部文書ですが、必要に応じてユーザーにも共有することができます。）
- ・ 機能要件書
- ・ ユーザー・ガイド

ユーザーは、DTCC グループのウェブサイトアクセスすることにより、これらの書面を入手することができ、将来にユーザーになることを検討されている方々が、DDRJ のシステムへの接続環境・要件やテストの機能・要件に関する情報を求めている場合にも、守秘義務に服することを条件に、必要な情報を提供しています。

業務手順書は DTCC グループのウェブサイトに掲示するとともに、業務手順書等を変更する場合には、全ての顧客に対する通知に加えて、重要告知事項とされている内容については、DTCC グループのウェブサイトでも公表しております。

66111 (White)

重要な考慮事項 3 :

FMI は、参加者が FMI の規則・手続きや FMI への参加によって直面するリスクを理解しやすくなるよう、すべての必要かつ適切な文書を提示し、研修を実施すべきである。

DDRJ は、以下のような方法で、ユーザーが DDRJ の関連規程や事務手続の内容を理解することができるための努力を払っています。

- ・ DDRJ の業務手順書は全てのユーザーに手交されるとともに、要請があった場合には、利用を検討されているユーザー候補の会社にも提供。また、DTCC グループのウェブサイトにも掲示。
- ・ DDRJ の業務規程は DTCC グループのウェブサイトに掲示
- ・ ユーザー・ガイドは DTCC グループのウェブサイトに掲示。
- ・ ユーザーのニーズに応じて、ユーザーの権利・義務に関わる内容をユーザーに個別にご説明するとともに、万が一、法務、コンプライアンス、経営・管理に関する疑問や論点が提起された場合には、必要に応じて、内部で報告する体制を構築。
- ・ 口座開設手続に関する条件や事務手続について詳細なご説明を実施する体制を構築。
- ・ DDRJ は、必要に応じ、ユーザーが属する業界との作業部会に参加し、意思疎通、議論、情報共有に尽力。
- ・ DDRJ は、将来ユーザーになることを検討されている方々にも、ご説明や相談事項に応じ、万が一にも理解が不十分であるといった事態の未然防止に注力。
- ・ ユーザーに検収テストに参加していただき、そのテスト結果に問題がなかったことを確認し、ユーザーの理解に不十分な点がないことを確認。

重要な考慮事項 4 :

FMI は、提供する個別サービス水準での料金と、利用可能な割引に関する方針を公表すべきである。FMI は、比較を可能とする目的から、有料サービスについて明確に記述すべきである。

手数料体系表は、現在、業務手順書の附属資料となっており、全てのユーザーには手数料体系表とともに業務手順書を予め手交するとともに、口座開設を検討されている方から要請があった場合にも、それらの書面を手交しています。また、手数料体系表は DTCC グループのウェブサイトにも掲示しています。

さらに、手数料体系表を変更する際には、DDRJ の取締役会の承認を得た上で実施することとしています。その場合には、全ての顧客宛に告知します。

重要な考慮事項 5 :

FMI は、「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」(CPSS-IOSCO) に対する回答を定期的に作成・公表すべきである。FMI は、最低限、取引の件数・金額の基本データを開示すべきである。

この文書が、CPSS-IOSCO の「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」に基づく、DDRJ の開示文書です。DDRJ は、今後、当社ないしその業務に関して重大な変更があり次第、随時、本報告書を更新するとともに、少なくとも年に一回の頻度で更新した内容の本報告書を開示します。

なお、現状、金融庁が、DDRJ から報告した取引情報も含めて取り纏めた上で、取引情報に関する基本データを開示しており、また、現在の日本の法体系の下では、DDRJ には、金融庁（内閣総理大臣）から開示命令が発せられた場合を除き、取引情報に関する基本データの開示義務がありませんので、現状では、当該データは公表していません。

原則 2 4 取引情報蓄積機関による市場データの開示

TR は、関係当局と公衆に対して、各々のニーズに沿って、適時にかつ正確なデータを提供すべきである。

重要な考慮事項 1 :

TR は、関係当局や関係業界の期待に沿って、関係当局と公衆のそれぞれに対して、市場の透明性を高めるとともに、他の公共政策目的に資するような包括的かつ十分に詳細なデータを提供すべきである。

現状、金融庁が、DDRJ から報告した取引情報も含めて取り纏めた上で、取引情報に関する基本データを開示しており、また、現在の日本の法体系の下では、DDRJ には、金融庁（内閣総理大臣）から開示命令が発せられた場合を除き、取引情報に関する基本データの開示義務がありませんので、現状では、当該データは公表していません。

重要な考慮事項 2 :

TR は、関係当局に適時・適切なデータの提供を行うための実効的なプロセスと手続を整備し、関係当局が各々の規制上の任務や法的な責務を果たすことができるようにすべきである。

金融庁への取引報告業務を開始する際、金融庁が利用する受信システム要件を詳細に精査・検討し、DDRJ の業務委託先関係部署と協働でデータを提供できるようなシステムを構築しております。

また、システム要件に変更が必要または要求された場合も同様に業務委託先関係部署と協働し、要件が充足されるようにシステムを開発しております。

重要な考慮事項 3 :

TR は最新データと過去データを正確に提供できる強固な情報システムを整備すべきである。データは適時に、分析が容易な形式で提供されるべきである。

DDRJ が使用するシステムにはデータを検証するプログラムも内在されており、仮にエラーが生じている場合でも、例外処理に基づき検出・対応しております。

取引情報データは金融庁の要件に基づき作成・送信しております。

5. 公表物

CPMI-IOSCO 金融市場インフラのための原則

<http://www.iosco.org/>及び<http://www.bis.org>

金融商品取引法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23H0025.html>

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H24/H24F10001000048.html>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針

<http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/seisan.pdf>

日本銀行法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09H0089.html>

DDRJ 業務規程、業務手順書、顧客契約書等

<http://www.dtcc.com>

DTCC アニュアル・レポート

<http://www.dtcc.com>